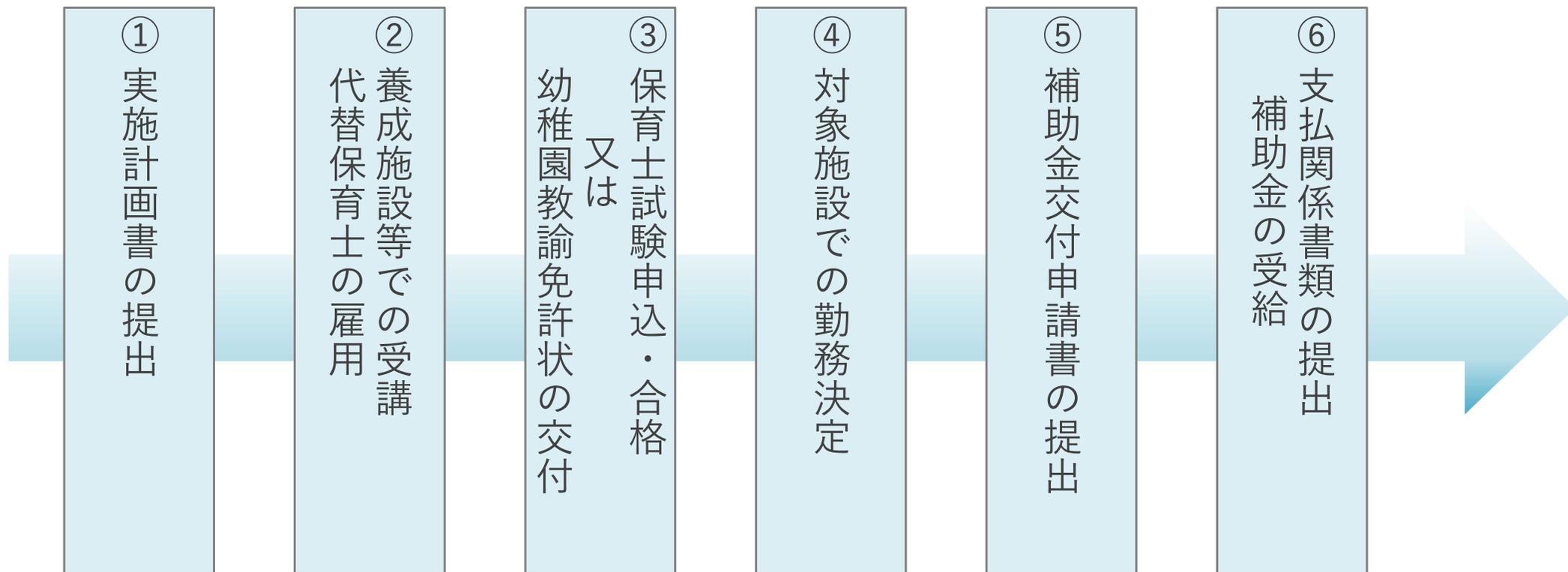


概要(和歌山県保育士資格等取得支援事業費補助金)

R6年度実施分

事業概要は以下のとおりですが、事業の詳細は和歌山県子ども未来課（073-441-2482）までお問い合わせください。

項目	① 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	② 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	③ 保育所等保育士資格取得支援事業	④ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
事業の内容	認定子ども園又は認定子ども園への移行を予定している施設（以下「認定子ども園等」）に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が保育士資格特例制度による保育士資格の取得等に要した費用及び代替職員の雇上費を補助。	幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した費用を補助。	保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した費用を補助。	認定子ども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ幼稚園教諭免許状を有していない者が、幼稚園教諭免許状特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した費用及び代替職員の雇上費を補助。
補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設受講料等：養成施設の受講に要した経費の1/2（1人当たり上限100,000円） ・代替職員経費：1人1日当たり7,690円 	養成施設の受講に要した経費の1/2（1人当たり上限100,000円）	養成施設の受講に要した経費の1/2（1人当たり上限100,000～300,000円）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学受講料等：大学の受講に要した経費の1/2（1人当たり上限100,000円） ・代替職員経費：1人1日当たり7,690円
対象	認定子ども園等	受講者又は当該受講者が勤務する施設	事業の対象となる保育従事者が勤務する保育所等	認定子ども園等
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4.1～R7.3.31までに、特例制度を実施している養成施設で教科目の受講を開始。 ・養成施設で教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験の全てを免除され保育士資格を取得。 ・保育士資格取得後、対象施設で1年以上勤務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4.1～R7.3.31までに、特例制度を実施している養成施設で教科目の受講を開始。 ・養成施設で教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験の全てを免除され保育士資格を取得。 ・保育士資格取得後、対象施設で1年以上勤務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4.1～R7.3.31までに、特例制度を実施している養成施設で教科目の受講を開始。 ・保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験の全てを免除され保育士資格を取得。 ・保育士資格取得後、対象施設で1年以上勤務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4.1～R7.3.31までに、特例制度を実施している大学で必要な科目の受講を開始。 ・幼稚園教諭免許状取得後、対象施設で1年以上勤務。



※ 補助金申請は、対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務をすることが決定した後に行うことができます。令和6年度中に養成施設等での受講を開始し、勤務開始が令和7年度以降となる場合は、令和7年度の補助金申請となりますが、令和6年度は実施計画書のみ提出する必要がありますので、ご注意ください。

1. 実施計画書の提出について

(1) 提出書類

- ・実施計画書（別記第1号様式）
- ・受講者及び代替職員が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（勤務証明書）
- ・本事業の対象となった受講者が、養成施設等に在学していることが確認できる書類（提出時点でまだ受講を開始していない場合は、備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから提出すること。）

※代替職員が確定していない場合は、氏名等欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに知事に届出を行うこと。

(2) 提出期限 令和7年3月31日まで

2. 補助金交付申請書の提出について

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・〇年度保育士資格等取得支援事業所要（精算）額調書（別記第2号様式）
- ・保育士資格等取得支援事業完了報告書（別記第4号様式）
- ・対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（勤務証明書）
- ・養成施設等の長が発行する対象経費の領収書
- ・代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- ・保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- ・役員名簿（法人の場合）
- ・口座登録届出票
- ・口座登録届出票に記載している口座情報が分かる通帳の写し

(2) 提出期限

原則、対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

3. 提出先について

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課

TEL：073-441-2482

1. 対象経費について

- (1) 対象経費の対象は、養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とすること。
- (2) 対象経費とならないものは、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- (4) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長が証明する額又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。
- (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- (6) 支給申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

2. 受講に係る領収書等について

- (1) 養成施設等の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。また、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。なお、養成施設等の発行する領収書の支払者名が受講者となる場合には、受講に係る領収書とともに、対象経費を対象施設が受講者に対して支払ったこと分かる領収書（写し）などを添付すること。
- (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
 - ア 「養成施設の名称」
 - イ 「支払者名」
 - ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
 - エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
 - オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- (3) 領収書に訂正のある場合、養成施設の訂正印又は署名のないものは無効であること。

3. 補助金支払いの留意事項について

以下の場合には、支払いを受けることができませんので、ご注意ください。

- ① 保育士資格又は幼稚園教諭免許状の取得後1年以上対象施設で勤務する意思又は見込みがない場合
- ② 対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けるまでの間に当該施設としての要件が満たさなくなった場合
- ③ 資格又は免許状取得後、和歌山市に所在する対象施設に勤務する場合
- ④ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合